

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 設置の趣旨	1
(2) 設置の必要性	1
1) 「地域」の概念と本研究科で考える「地域学」	1
2) 地域学研究の必要性	2
3) 地域学研究科設置の必要性	2
4) 平成19年度に設置を必要とする理由	4
(3) 地域学研究科の教育研究上の理念・目的	5
(4) 人材養成	5
(5) 進路の見通し	6
2. 修士課程までの構想か、博士課程の設置を目指した構想か	7
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	7
(1) 地域創造専攻	8
1) 教育課程編成の考え方	8
2) 教育課程編成の特色	8
(2) 地域教育専攻	9
1) 教育課程編成の考え方	9
2) 教育課程編成の特色	10
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	10
(1) 地域創造専攻	10
(2) 地域教育専攻	11
(3) 教員の年齢構成と定年規程	12
6. 履修指導、研究指導の方法及び修了要件	12
(1) 履修指導の方法	12
(2) 研究指導の方法	12
(3) 修了要件	13
(4) 履修モデル	13
7. 施設・設備の整備計画	13
(1) 講義室について	13
(2) 実験室の設備について	13

(3) 図書等資料の整備計画	13
(4) 図書館等について	14
(5) 他の大学図書館等との協力体制	14
(6) 大学院学生の研究室（自習室）の整備	15
8. 既設の学部，研究科との関係	15
9. 入学者選抜の概要	16
(1) 入学者選抜方法	16
1) 一般選抜	16
2) 留学生特別選抜	16
3) 社会人特別選抜	16
(2) 留学生受入れのための措置	16
(3) 社会人受入れのための措置	17
(4) 学生確保の見通し	17
10. 大学院設置基準第14条の適用	18
(1) 修業年限	18
(2) 履修指導及び研究指導の方法	18
(3) 授業の実施方法	18
(4) 教員の負担の程度	18
(5) 大学施設等の利用に関する配慮	18
(6) 入学者選抜の概要	19
11. 自己点検・評価	19
12. 情報の提供	20
1) ホームページによる情報提供	20
2) 広報誌・印刷物等による情報提供	20
3) その他	20
13. 教員の資質の維持向上の方策	21
14. 管理運営体制について（地域との連携体制）	22

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

人々の生活空間とそこでの社会関係を意味する「地域」を教育・研究の対象とする全国唯一の地域学部が、鳥取大学に設置されている。地域学部は、地域の再生と発展に資する地域のキーパーソンを養成することを理念とし、地域に関する幅広い知見を身につけるための教育・研究がなされている。しかし、環境・文化・政策・教育という地域学の構成要素である個別領域における高度で専門的な知識と実践力を兼ね備え、かつ地域を総合的に把握する能力を有した専門家(スペシャリスト)を養成するという点では、必ずしも十分とはいえない。

今日、地方分権の展開と平成の大合併、経済のグローバル化に伴う地域経済の疲弊、環境問題の深刻化とこれに立ち向かう市民レベルでの諸活動の興隆、際立って活発化しつつあるボランティアやNPOの動きなど、これまでの分析視角では必ずしも十分に論じることのできない事態が次々と起こりつつある。これらの変化は一時的なものではなく、公共領域としてとらえられた地域の構造的な変化を示している。これまで、公共の課題とは考えられなかったものが、公共課題の焦点として次々と立ち現れてきているのである。こうした中、個性豊かで持続可能な地域の創造を目指すためには、それぞれの個別領域について高度な専門性を持ち、地域の特性を熟知した人材を養成することが必要となっている。

複雑多岐にわたる地域の諸課題に個別専門領域からアプローチし、地域の再生・発展という社会的要請に総合的に応えるとともに、地域の再生・発展を実践的に担うスペシャリストを養成するために、鳥取大学に地域学部を基礎として地域学研究科修士課程を設置する。

(2) 設置の必要性

1) 「地域」の概念と本研究科で考える「地域学」

地域という概念を、人々が生活している空間の広がり、そこにおける社会関係を示すものとしてとらえる。地域の基本単位は様々な地域コミュニティ(住民や企業、NPOその他組織の共同体)であり、これらコミュニティの集合やコミュニティと関連を持つ自然環境なども含む多様な結合がより広範囲の地域を形成し、その全体が世界を形成していると考えられる。本研究科では、こうした地域のうち地域コミュニティをベースとし、地域社会の様々な機能が結節している自治体(日本の行政区画を例にすれば市町村～都道府県)の領域を、教育・研究の対象としての「地域」と定義する。

一方、この「地域」を対象に本研究科が考える「地域学」は、地域における人々の生活のあり方を示す自助・協同・市場および公共という四つの領域のうち、地域の公共性を教育・研究の対象とする(資料1)。

地域の公共課題は、人々の地域での暮らしやすさに直結する。人間は地域で生まれ、育ち、生活をしている。そうであればこそ、その地域が暮らしやすく住みよい地域であることを誰

もが望んでいる。こうした地域は、次のような条件を備えていることが必要である。① 住民参加による活気あふれる地域であること、② 人々が生き生きと学習し成長できる地域であること、③ 自然と歴史・文化を大切にする個性豊かな地域であること。これらの条件は、地域政策・地域文化・地域環境そして地域教育の視点から、自治体領域の課題として地域の現状を把握し、課題を見出し、かつ地域コミュニティに焦点をあてて解決していくことにより成立する。例えば住民参加による自治体領域に関わる地域づくりの活動を計画するといった際には、住民参画の方法や規模をどうするかといったこともまずは解決すべき問題となる。それぞれ様々な事情を抱える地域コミュニティにとっては、こうした問題への一律の対応は非現実的であり、コミュニティごとにもっともふさわしい仕組みが必要になる。各コミュニティがそれぞれの仕組みをもちよることにより、自治体領域全体での仕組みが決定されていくことになる。これが、課題解決には地域コミュニティに焦点を当てる必要があると考える所以である。

本研究科では、こうした教育・研究をとおして地域の再生・発展を実現し、自立する地域を生み出していくための学問を「地域学」ととらえる（資料1）。

2) 地域学研究の必要性

かつて人々はその地域特有の歴史や文化を育みながら生活してきたが、20世紀後半には科学・技術文明が高度に発達し、物質的豊かさと生活の利便性が極度に高まった。しかしながら、経済効率が最優先された結果、国土は至る所が均質な空間に変貌し、地域は本来の個性を失い種々の矛盾を抱えることになった。この結果、地域の再生という新たな課題が浮かび上がり、21世紀に入った現在、全国的に様々なレベルでの様々な取り組みがなされるようになった。例えば、文化の持つ創造性を活用し、物理的側面だけではなくすべての知識・技術を駆使して都市再生を実現するという「創造都市 (creative city)」の概念が定着しつつある。

また、平成17年には地域再生法が成立し、内閣総理大臣を本部長とする地域再生本部による種々の事業が開始された。この基本方針には、「地域再生とは、地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用しながら、文化的・社会的なつながりによる地域のコミュニティの活性化を図ったり、地域内外のニーズを掘り起こし・・・」とあり、そのためのひとづくりの必要性が謳われ、国レベルにおいても地域の再生が強力にすすめられることとなった。

このような社会的状況のなか、従来の地域研究 (area study) とは別に、学術的に裏打ちされた総合的視点からの地域の再生・発展を目指す地域学研究 (regional science) の必要性が改めて認識されるようになった。

3) 地域学研究科設置の必要性

「設置の趣旨」及び「地域学研究の必要性」で述べてきたような社会的背景は、地域学のスペシャリストを養成する大学院地域学研究科を設置することを強く求めているものである。

<地域の諸課題からみた設置の必要性>

地域の再生・発展という課題に対する地域社会からのニーズとして、以下のような具体的課題が考えられる。

- ① 住民の要求を的確に反映できるような、多様な主体と行政の協働による地域運営
- ② 現代の経済不況を克服し、地域経済を振興し地域の雇用を確保するための、地域資源を生かした地域経済の発展
- ③ 高齢者、障害者はもちろん、地域において生活している全ての人々が安心して生活できるための、コミュニティベースによる地域福祉の実現
- ④ 次代を担う人材を育成し、地域づくりのリーダーたるべき教養と専門性を身につけた教育者や市民を育成する、地域教育・生涯学習の発展
- ⑤ 地域住民が豊かな自然のなかで自然と共生し、ゆとりある生活を送るための自然環境の保護・育成
- ⑥ 地域で心豊かに生活し、創造性を発揮しながら、個性豊かな地域を創るための地域文化・芸術の振興

こうしたニーズのうち、①、②、③は「住民参加による活気あふれた地域」、③、④は「人々が生き生きと学習し成長できる地域」、⑤、⑥は「自然と歴史・文化を大切にする個性豊かな地域」を求めているもので、それぞれ「地域政策」、「地域教育」、および「地域環境」「地域文化」に関わる課題である。

これらはいずれも地域学研究科が取り扱う教育研究の主課題であって、本研究科が社会からのニーズに対応しているとともに、その設置が必要とされていることを示すものである。

一方、地域学研究科の設置の必要性などについて、鳥取県在住の個人(212件)、地方自治体(86件)、民間企業(77件)を対象としてアンケート調査(資料12-1)を行った結果、「地域学研究科が必要と思う」、「ややそう思う」という回答は、住民個人で81%、自治体で95%、民間企業で87%であった。

<地元の状況からみた設置の必要性>

鳥取大学と地元の鳥取県とは強い連携関係にあり、これまで大学あるいは各学部と、県あるいは県の各部局との間で意見交換会を定期的に開催し、情報交換や双方からの提案の実現に努力してきた。平成16年の教育地域科学部から地域学部への改組の実現も、鳥取県の深い理解と支援によるところが大きい。本構想についても、知事から学長宛に地域学研究科設置に期待するとの要望書(資料11)をいただいている。平成17年には、地域の自立あるいは文化立県・環境立県を提唱する知事の強い意志もあって、地域課題の解決方策を県内高等教育機関から公募し助成するという、鳥取県による高等教育機関「知の財産」活用推進事業が開始された。これには鳥取大学地域学部からの応募研究も採択されている。また、平成17年10月に鳥取大学において開催された、日本地域学会第42回大会を一つの契機として、鳥取大

学，（財）とっとり政策総合研究センター，市町村，県などからなる地域政策研究会（仮称）を立ち上げることが学長と知事の間で確認された。この研究会には，地域学部がその中心的な構成員となるべく立ち上げ準備に臨んでいるところである。このように，鳥取県では地域学の必要性が行政的にも現実のものとなっており，こうした中で鳥取大学地域学研究科を設置することは，まさに時宜に適ったものとなっている。

4) 平成19年度に設置を必要とする理由

<社会的背景>

地方分権が実行段階に入り，平成16年度までに数多くの市町村合併が行われて広域行政圏が確立された。全国の市町村では，特色ある取り組みを展開し，地域の活性化を模索している。しかし，複雑で多様な公共的課題も生起しているため，早急な指針や解決策が求められている。したがって，地域の活性化・振興，公共的課題への対策に関わる高度専門職業人の養成は緊急の課題である。

<地元のニーズ>

鳥取県は「地域の自立と再生」に向けて積極的に取り組んでいる。農業や産業分野では，市町村が自立できるように，また，文化分野では，文化団体が力をつけるような施策を行っているものの，地域でのリーダーやコーディネータの養成が立ち遅れている。したがって，このような人材の養成が早急に望まれる。このことは，鳥取県だけの問題ではない。

<国の施策との関係>

地域再生法が平成17年4月1日に施行され，それに基づく地域再生基本方針が同年4月22日に閣議決定されている。その中で，「地域再生を図るためには，地域における地理的及び自然的特性，文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かし，」「地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組」を「進めることが重要」である旨謳われている。

地域学研究科がめざすものは，このような，地域での取り組みを中心に担う人材の養成であり，つまり地域づくりに情熱を持ち，地域学の高度な専門性を身につけた人材，地域の活性化のためのアイデアを生み出し，それを実現する能力を持った人材の養成であって，地域学研究科を平成19年度に設置することは，地域からの要請と相俟って，国全体の施策に合致したタイムリーなものである。

<鳥取大学の教育研究理念との整合性>

鳥取大学は，教育研究の理念に「知と実践の融合」を掲げ，社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成，地球的，人類的，社会的課題解決への先端的研究，地域社会の産業と文化への寄与を大学運営の目的としている。特に，地域社会への貢献については，医学部では地域医療，工学部では地域の企業との連携，農学部では乾燥地域での食糧生産および鳥インフルエンザ対策といった教育研究に力を注いでいる，地域の再生・発展をめざすという地域学研究科の目的は地域貢献そのものであり，鳥取大学の理念の一端を担うものとして早急に設置を実現したい。

<学生のニーズ>

大学院進学に関する地域学部および教育地域科学部の在学生のアンケート結果（資料12-5）で、3年生（教育地域科学部）では30人、2年生（地域学部）では43人、1年生（地域学部）では62人が、地域学研究科に「進学したい」または「進学を検討中」と回答している。とくに、すでに就職先あるいは進学先が決定した4年生（教育地域科学部）の中には、地域学研究科が設置されていれば「受験したかった」「受験を考えた」とする者が26人おり、学生は早急な設置を強く望んでいる。自由記述回答には、「これからの学生のためにはぜひ早期設立をお願いします」「もっと専門的な内容が学習できる大学院がほしい」「専門分野を深められるようなところがよい。大学院をつくってほしいです」といった切実な声も寄せられている。こうした学生からの要望に応えるためにも平成19年度の設置が必要となっている。

(3) 地域学研究科の教育研究上の理念、目的

地域学研究科が目指す、再生が実現し発展する地域とは、生活する人々が安心して生き生きと生活できるような個性豊かで調和のとれた地域社会である。こうした地域社会の創造に向けて、学術的かつ実践的に取り組み、地域が抱える多種多様な諸課題を解決するための高度な個別専門領域に根ざした教育研究を行うことが本研究科の教育研究理念である。これは鳥取大学の「知と実践の融合」という教育研究理念そのものであり、それを率先して実現するものである。

地域の再生・発展を実現するためには、自然環境の保全や自然と人間の共生という課題に関わる専門領域（地域環境領域）、安全で豊かな地域社会をめざした社会環境や文化環境の改善に関わる専門領域（地域文化領域）、さらにそれらを政策につなげていく地域政策に関わる専門領域（地域政策領域）というそれぞれの領域における高度な課題解決が必要となる。また、地域の再生・発展は地域住民の健全な生活のうえに成り立つものであり、その保障のためには住民一人一人が生涯を通して健全に発達し学習しうる社会、すなわち地域の教育力を充分にもった社会が求められる。これは地域教育という専門領域に関わる課題である。

ここで、環境・文化・政策といった個別専門領域に関わる教育研究と、地域の教育力向上に関わる地域教育領域における教育研究とは、どちらも「地域学」として地域の再生・発展をめざすものであるが、前者は「地域づくり」のための教育研究、後者は「人づくり」のための教育研究を目的とするものと整理することができる。

こうした地域学の特性を考慮して、本構想の地域学研究科には、地域創造専攻（学生定員15人）と地域教育専攻（学生定員15人）の2専攻を置く（資料2）。地域創造専攻では、地域政策・地域文化・地域環境という3分野において、「地域づくり」のための教育研究をおこなう。一方、地域教育専攻では、発達科学と学習科学の2分野において、地域の教育力を担う「人づくり」に関わる教育研究をおこなう。その際、地域創造専攻では「地域づくり」

に関わる課題を、「地域フィールドワーク」「多文化社会特論」「住民参画特論」「地形・地質環境学特論」等の授業科目を通して、主に自治体領域の課題として発掘し、「創造都市特論」「公共政策学特論」「地域政治学特論」「地域生態系保全特論」等の授業科目および「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を通して、地域コミュニティを基礎単位とした課題解決を考え、自治体領域全体での解決に結びつけていく。一方地域教育専攻では、「人づくり」に関わる課題を、「地域教育調査研究」「臨床発達心理学研究」「学校教育実践総合研究」等の授業科目を通して、主に自治体領域の課題として発掘し、中核科目・展開科目の内容を基盤とする「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を通して、地域コミュニティを基礎単位とした課題解決を考え、自治体領域全体での解決に結びつけていく。

以上の2つの専攻の教育研究を通して、地域の再生・発展を担う高度専門職業人（スペシャリスト）を養成することが、本研究科の目的である。こうした人材は、今後の知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材として活躍することが期待できる。

（4）人材養成

本研究科は、地域創造専攻と地域教育専攻を置いて教育研究を行い、地域社会の要請に応えた地域の再生・発展のために、地域政策、地域文化、地域環境、地域教育のそれぞれに関わる個別専門性をもった高度専門職業人を養成する（資料3, 4）。

地域創造専攻が養成する人材は、政策・文化・環境の各視点から地域の課題を科学的に把握し、地域の再生・発展を実践的に担う人材である。こうした人材に必要な能力として、地域政策分野では、地域の特性や課題を分析・評価し、政策展開する能力、地域経済の分析にもとづく地域活性化を実践する能力等を、地域文化分野では、国際的コミュニケーション能力をもった地域文化の創造性の活用能力、文化の創造性の理解にもとづく地域芸術文化事業の企画・実行能力等を、地域環境分野では、環境影響評価に貢献できる調査能力・情報分析能力、地域特性としての歴史資源に関する調査・分析能力等を養成する。これらにより、地域づくりのための実践的手法を身につけた人材を養成する。

一方、地域教育専攻が養成する人材は、心理学・発達福祉学・教育学などを基礎とする発達科学分野、教育計画・学習支援などを主体とする学習科学分野の各視点から地域における教育力の改善・向上を担う人材である。こうした人材に必要な能力として、発達科学分野におく心理学コースでは、学校における児童・生徒への心理教育的援助能力、発達福祉コースでは障害児や障害者の心理・病理・教育に関わる特別支援能力、教育学コースでは地域社会教育の視点にもとづく学校づくりの能力等を養成する。また、学習科学分野では、人間の学習における特定領域（たとえば理科等）ごとの教授能力を養成する。すなわち、本専攻の養成人材像は、地域の教育力に関わる計画・実践・評価を行える能力を有し、地域の人々の生涯にわたる発達支援・学習支援という視点から地域の人づくりに貢献する人材である。

(5) 進路の見通し

地域創造専攻修了生の進路の見通しとしては、公共政策に関わる自治体やシンクタンクの職員、金融機関や各種コンサルタンツなどの民間企業の職員、地域からのボトムアップにより種々の課題に対応するNPOやNGOの職員などがある。また、地域教育専攻修了生の進路としては、生涯教育や教育計画にかかわる自治体職員、保育所など福祉施設の職員、教育関連企業の職員、とくに学校づくりや学習支援能力を要求される小学校・養護学校・幼稚園の教諭などがある。

このような進路が想定できる本研究科の修了生について、社会ニーズ調査のアンケート結果(資料12-2)では、86の自治体の57%、77の民間企業の47%が、できれば採用したいと回答しており、社会的人材需要は十分にあるものとする。なお、再教育を目的とした社会人の修了生については、もとの職場へ戻ることが原則であり、進路についての心配は必要ない。

2. 修士課程までの構想か、博士課程の設置を目指した構想か

地域学の教育・研究の中核的機関としての社会的要請に対応するため、修士課程に引き続いて、厳選された少数の学生を入学定員にした博士課程を設置し、今後の地域学の発展を担う研究者の養成を目指した構想を持っている。

博士課程の設置についてその賛否を問うた社会人個人に対するアンケート(資料12-4)では、設置をしたほうがよいの回答が66%と過半数であった。また、在学生アンケートの自由記述回答にも博士課程のある大学院を希望するという意見があった。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、政策、文化、環境及び教育という地域学の主要4領域を教育研究の対象とするものであり、研究科の名称として地域学研究科(Graduate School of Regional Science)がもっとも適当である。

地域学研究科に置く2専攻は、地域政策、地域環境、地域文化の個別専門領域から地域づくりをめざす専攻と、発達科学、学習科学の個別専門領域から地域の教育力を担う人づくりをめざす専攻であり、前者は地域創造専攻(Regional Creativity Course)、後者は地域教育専攻(Regional Education Course)とすることがふさわしい。

地域創造専攻の修了者の学位は修士(地域学)(Master of Regional Science)、地域教育専攻の修了者の学位は修士(教育学)(Master of Education)としたい。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科の目的を達成するため、授業科目は基幹科目、中核科目、展開科目によって構成した(資料5)。基幹科目は、本研究科の基盤となる科目群として開設するものであり、中核科目及び展開科目は、個別領域毎の専門性を高めるためにそれぞれ分野別に開設し、各分

野間の有機的連携の下に編成する。

基幹科目の「特別研究Ⅰ」，「特別研究Ⅱ」は，学生自身の問題意識を育てて研究のテーマ追究をチュートリアル指導し，修士論文の作成に結実させるための指導を目的に開設されるものである。「特別研究Ⅰ」は1年次（4単位，必修），「特別研究Ⅱ」は2年次（4単位，必修）に履修させる。基幹科目のうち地域創造専攻の実験科目である「地域フィールドワーク」及び地域教育専攻の演習科目である「臨床発達心理学研究」，「地域教育調査研究」，「学校教育実践総合研究」は，いずれも調査実習関連の授業科目であって，中核科目，展開科目と併行しながら地域問題を実践的に解決するための調査分析能力，政策形成能力，企画能力を養成するためのものである。これらはコースワーク的意味をもつ本研究科の特徴的科目である。以下に専攻ごとの教育課程を述べる。

（1）地域創造専攻

1）教育課程編成の考え方

本専攻の教育研究目標は，持続可能な地域の再生と発展のための政策形成に関する諸理論を確立するとともに，豊かな文化に育まれた地域文化，自然と社会の調和のとれた共生型社会システムの創造・発展を担う能力を形成する教育研究を行うことである。この教育研究目標を効果的に達成するために，この専攻に地域政策，地域文化，地域環境の3つの教育研究分野を置き，分野間の連携をはかりつつ，国際感覚も身につけた個別領域の高度専門職業人を育成することが可能な教育課程を編成している。「創造都市特論」，「国際交流と異文化理解特論」及び「公共政策学特論」を専攻選択必修の基幹科目とし，「地域フィールドワーク」を，経験ある教員の指導のもとに学生が実務経験を積む場として開設した。

地域政策分野：地域からのボトムアップによる地域政策の構築方法の探求とその最新の知見を修得した人材を養成するため，人文社会諸科学の最新の研究成果を学び，学部段階における地域政策に関する問題意識に加えてより深い見識と幅広い視野を得られるように，教育課程を編成している。

地域文化分野：芸術を含む文化の側面から地域の再生・発展に貢献する人材を養成するため，文化の創造性の意義や国内外の文化状況，多文化社会のあり方などについて学び，学部段階における地域文化に関する問題意識に加えてより深く豊かな知見と理解が得られるように教育課程を編成している。

地域環境分野：地域の環境特性を把握するための環境に関する総合的な調査研究能力及び地域環境分野の専門的力量を備え，かつ豊かな創造力を身に付け，環境に負荷をかけないライフスタイルへのシフトを推進できる人材を養成するため，環境科学の最新の研究成果を学び，学部段階における地域環境に関する問題意識に加えてより深い見識と幅広い視野を得られるように教育課程を編成している。

2）教育課程編成の特色

「特別研究Ⅰ，Ⅱ」（計8単位）のほか，地域創造専攻の基幹科目として1年次に，自治体

・文化施設等での調査・実習あるいは地域コミュニティーや自然環境についての調査を中心とする通年科目「地域フィールドワーク」（必修、2単位）を設け、理論と実践の融合をはかる。学生は所属分野を選択し、当該分野での学修を基本とするが、学生の多様なニーズに応じて、分野開設科目ばかりでなく他分野、他専攻の科目も選択することを可能とする。

地域政策分野の学生は、基幹科目である専攻選択必修科目の「創造都市特論」、 「国際交流と異文化理解特論」及び「公共政策学特論」から1科目2単位、分野必修科目として「政策評価特論」「地域政治学特論」計4単位、選択必修科目として分野開設の中核科目及び展開科目（ゼミ群）からそれぞれ8単位、2単位を履修するほか、他専攻を含む全開設科目から4単位以上を履修する。

地域文化分野の学生は、上記の専攻選択必修3科目から2科目4単位、分野必修科目として「多文化社会特論」2単位、選択必修科目として分野開設の中核科目及び展開科目からそれぞれ8単位、2単位を履修するほか、他専攻を含む全開設科目から4単位以上を履修する。

地域環境分野の学生は、上記の専攻選択必修3科目から1科目2単位、分野必修科目として「生物多様性特論」「環境分析化学特論」計4単位を履修するほか、選択必修科目として分野開設の中核科目及び展開科目からそれぞれ8単位、2単位を履修するほか、他専攻を含む全開設科目から4単位以上を履修する。

（2）地域教育専攻

1）教育課程編成の考え方

本専攻の教育研究の目標は、生涯発達と発達福祉を含んだ地域の教育課題を析出し、子供を含む地域の人々の参画のもとで、地域における教育とその過程を計画し実践し評価するための教育研究を行うことである。

この教育研究目標を達成するため、発達科学と学習科学の2つの教育研究分野を置き、系統的かつ総合的な教育課程を編成する。発達科学分野では、生涯を通じた発達と学習を計画し支援するという視点に立って、学習科学分野では、学校等の教育施設が地域において担うべき学習支援の機能に着目して、児童・生徒等の発達段階に応じた諸能力の学習を計画し、支援するという視点に立って、教育課程を編成する。すなわち、前者の分野では、地域における教育、心理、保育、発達福祉など各分野からの要請に応え、要養護児童などの特別なニーズを有する人々を含む地域における子供、青年、成人の生涯にわたる発達と学習を計画・支援できるスペシャリストを養成することを目指し、後者の分野では、学校・社会教育施設等諸施設における幼児、児童、生徒等の学習能力・科学能力・生活能力等の学習を計画し支援できる実践的能力を有したスペシャリストを養成することを目指す。

発達科学分野：人間発達とその支援に対する教育学的、心理学的、医学的なアプローチに基づく理論的な研究教育及びこれを踏まえた発達支援の計画・実践・評価を通じた実践的な教育研究を行うため、教育課程を編成している。

学習科学分野：人間的諸能力の学習過程を能力の領域固有性を踏まえて明らかにした上で、各領域における学習支援の計画・実践・評価を通じた実践的な教育研究を行うため、教育課程を編成している。

2) 教育課程編成の特色

地域の人々の学習・発達の計画と支援をより高度に専門的に学修できるように、学生の学修コースとして発達科学分野の下に「心理学コース」、「発達福祉コース」「教育学コース」、学習科学分野の下に「学習科学コース」を設ける。

専攻の基幹科目として、特別研究Ⅰ、Ⅱ（計8単位）のほかに、理論と実践の融合を図るため、1年次に、地域の教育関係施設、発達福祉関係施設等での調査、実習、学校・施設職員との意見交換などを中心とする通年科目をコース毎に設ける。

- ①「臨床発達心理学研究」（心理学コース、発達福祉コース、選択2単位）
- ②「地域教育調査研究」（教育学コース、必修4単位）
- ③「学校教育実践総合研究」（学習科学コース、必修4単位）

上記科目を実施するに当たっては、特に鳥取大学附属小学校・中学校・養護学校・幼稚園を観察、実験、実習、調査の場として積極的に活用する。発達科学分野では、学校・園の児童・生徒が学校外で地域や地域の他の教育施設と連携した学習への支援に係る実証的な教育研究の場にし、また、学習科学分野では、例えば、幼・小・中一貫教育など発達段階に応じた諸能力の学習支援に関する実証的な教育研究の場とする。

学生は所属する分野、コースを選択し、当該コースでの学修を基本とするが、学生の多様なニーズに応じて、他コースさらに他専攻の科目も選択することができる。

心理学コース及び発達福祉コースの学生は、「臨床発達心理学研究」を含む自コース開設の中核科目・展開科目から12単位を履修するほか、他専攻を含む全開設科目から10単位以上を履修する。

教育学コースの学生は、「地域教育調査研究」4単位及び、自コース開設の中核科目・展開科目から10単位を履修するほか、他専攻を含む全開設科目から8単位以上を履修する。

学習科学コースの学生は、「学校教育実践総合研究」4単位及び、自コース開設の中核科目・展開科目から10単位を履修し、他専攻を含む全開設科目から8単位以上を履修する。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科の専任教員は58人とし、地域創造専攻には、教授23人、助教授11人、講師3人の計37人を、地域教育専攻には、教授15人、助教授5人、講師1人の計21人を配置した。

専攻ごとの、教員組織の編成の考え方及び特色は以下の通りである。

(1) 地域創造専攻

地域政策分野では、12人の教員を配置し、本専攻の目的を達成するため、専攻共通の選択必修科目として開設する「公共政策学特論」および分野必修科目の「政策評価特論」、「地

域政治学特論」には教授を中心に十分な研究業績を有する教授・助教授を配し、「地域フィールドワーク」には調査法全般に関する業績のある教授と各調査法を専門とする教員の担当とした。さらに修士論文作成の指導に深く関わる特別研究では、それぞれの領域で十分な研究業績や教育経験のある教授を配した。分野自由選択科目である「住民組織特論」, 「空間構造特論」, 「地方財政学特論」, 「地域経済学特論」, 「住民参画特論」, 「地域福祉学特論」, 「環境社会学特論」, 「地理情報システム演習」の担当は、それぞれの専門領域で十分な研究業績や教育歴のある教員とした。学際的なワークショップとして位置づける「地域活性化論ゼミ」や「自治体論ゼミ」, 「コミュニティ論ゼミ」では、それぞれのテーマに深く関わる多様な領域の教授・助教授を組み合わせ議論の展開を図った。

地域文化分野では16人の教員を配置した。専攻共通の選択必修科目である「創造都市特論」および「国際交流と異文化理解特論」には、豊かな実践経験に裏打ちされた深い理論的知見を有する教員を配した。「地域フィールドワーク」では地域調査に経験ある教員を配置し、特別研究については、様々な地域の文化について修士論文の作成に向けて指導を行うための優れた研究蓄積をもつ教授を配置した。分野必修科目である「多文化社会特論」および「比較文化交流特論」を始めとする分野自由選択科目では、それぞれこの領域に造詣の深い教員を配置した。また、文化振興の重要な柱である芸術文化についても、「芸術表現研究Ⅰ」, 「芸術表現研究Ⅱ」で芸術文化そのものを体験的に識る授業科目やそれを政策として実現するための具体的な方策を図る「アートマネジメント特論」等では、いずれも十分な研究蓄積と教育経験をもった教員を配した。

地域環境分野では9人の教員を配置した。分野必修科目の「生物多様性特論」, 「環境分析化学特論」には十分な研究業績を有する教授を配し、「地域フィールドワーク」には環境調査に関して業績のある教授を担当とした。さらに修士論文作成の指導に深く関わる特別研究では、博士の学位を有し、それぞれの領域で十分な研究業績や教育経験のある教授を配した。分野自由選択科目である「地形・地質環境学特論」, 「地域生態系保全特論」, 「歴史環境学特論」, 「生体化学物質特論」, 「環境健康学特論」および「環境行動学特論」の担当は、それぞれの専門領域で十分な研究業績や教育歴のある教員とした。また、展開科目として位置づけた「歴史環境学ゼミ」, 「環境健康学ゼミ」, 「自然環境演習」および「物質環境演習」では、個々の専門領域に造詣の深い教員を配置した。

(2) 地域教育専攻

発達科学分野では、9人の教員をそれぞれのコースの専門領域ごとに、心理学コースに3人、発達福祉コースに3人、教育学コースに3人とバランスよく配置した。学習科学分野では、学習科学における領域固有性を考慮して、多様な領域における学習と学習支援を専門とする教員12人を配置した。

基幹科目の「臨床発達心理学研究」では、臨床発達心理士又は学校心理士の資格をもち診

断や相談の実務経験をもつ教員3人を配置した。「地域教育調査研究」では、学校教育を含む生涯教育を対象とできるよう、教育社会学と社会教育学を専門とし、社会調査を方法とした十分な業績を有する教員を配置した。また、学校教育実践総合研究では、学校における参与観察・調査実習を効果的に行うため、小学校教諭経験をもつ教員と教育委員会勤務経験をもつ教員を配置した。何れの科目も十分な教育業績と経験を有する教員である。

修士論文の作成に深く関わる「特別研究Ⅰ、Ⅱ」では、博士号を有する教授及びそれぞれの分野で十分な業績を有する教授を配置した。

(3) 教員の年齢構成と定年規程

本学の教員の定年は、鳥取大学教員就業規程第9条で65歳と定められている(資料6)。本研究科設置の平成19年4月1日時点での60歳以上の教員は6人、このうち最高齢者は63歳(2人)であって、設置後2年間の在職期間がある。

6. 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 履修指導の方法

- ・入学を許可された学生は、志願時に提出した研究計画、テーマに応じて教育研究分野を選択し、当該分野所属の教員の中から指導教員を定める。
- ・専攻必修、分野必修科目のほか、選択科目については指導教員の指導・助言により履修計画を立てる。
- ・後述するように社会人学生に対しては、大学院設置基準第14条の適用や、長期履修制度を導入する。これらの適用を希望する学生には、志願時又は入学時にその旨を申請させ、入学後の審査により適用の可否を決定する。
- ・大学院設置基準第14条を適用する学生は、指導教員との面談により開講時間、開講期間などを設定して履修計画を立てる。このうち通常履修を1年間とする学生については、1年次に特別研究Ⅱを除く必要単位を修得できるように履修計画を指導する。
- ・長期履修制度の適用学生には、希望する期間で修了できるように履修計画を指導する。
- ・1年以上在籍し、特に優れた業績をあげた学生には個別に必要な履修及び研究指導を行い、2年未満に修了できるように指導することができる。
- ・他の大学院研究科での履修単位を認定する制度を導入するが、当該学生には個別的に必要な履修指導を行う。

(2) 研究指導の方法

- ・学生の希望を重視し、研究テーマについて、指導教員との十分な相談により決定して研究計画をたてる。
- ・研究計画を遂行する際の欠かせない知識や方法、研究テーマの背景となる類似研究の事

例などを、「特別研究Ⅰ」の教育研究課題として取り上げ、身に付けさせる。

・「特別研究Ⅰ」及び講義・演習を通して修得した知識と手法をもとに、「特別研究Ⅱ」では修士論文の作成に向けて研究テーマに沿った研究を進める。

(3) 修了要件

修了要件は、本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目30単位以上を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者とする。ただし、大学院設置基準第16条に基づき、特に優れた業績をあげ、大学院に1年以上在学したものについては、在学期間を2年未満とすることができる。また、長期履修制度による場合の在学期間は最長4年間とする。

(4) 履修モデル

地域創造専攻ではシンクタンク、金融機関など企業職員、自治体職員、NPO職員、環境コンサルタント、博物館学芸員など、地域教育専攻では学校心理士、現職教員を含めたスクールリーダーとしての教員、数理系教員、福祉施設職員など、想定する養成人材像ごとに、一般社会人および14条特例適用社会人の場合を含めて、履修モデルを資料7に示す。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 講義室について

地域学研究科各専攻においては、前後期ともに約30科目の講義、ゼミ等が開講される。一科目あたり約15名以内となり、この人数が収容できる講義室、ゼミ室は5室で対応可能である。大学院専用のゼミ室は特に特定しないが、現有のゼミ室18室を学部学生ゼミ室と共用で適宜使用する。これらの部屋での黒(白)板、スクリーン、可動机および椅子等は現有設備で対応する。また、学部図書室は教員・院生・学生が共同で使用する。

(2) 実験室の設備について

機械、器具についても、実験室等に設備してある現有の液体クロマトグラフ、高速遠心機、X線回折装置等を使用する。その他これまでの教育学研究科の現有設備をそのまま地域学研究科に利用するので、施設、設備面では十分対応できる。

(3) 図書等資料の整備計画

- ・ 図書並びに雑誌の購入は、図書館設備費、学生用図書購入費及び教員研究費をもって行い、その他、科学研究費・委任経理金等による購入も行う。
- ・ 図書館設備費、学生用図書購入費による図書の購入は、各学部の図書館委員によって構成された蔵書計画専門委員会と図書館の協議によって行う。

- ・学生・院生用図書の選定にあたっては、講義に有益な図書の推薦を各教員に依頼し、推薦順位をつけてもらうシステムをとり、また、図書館においても教科書や文庫・新書本の収集なども配慮し、限られた予算が有効になるよう選定する。
- ・各学部等の図書・雑誌は、それぞれの教員等が選定したものを、図書館を通して購入し、各教員へ貸出しする。地域学部教員は、年に図書（備品）約400冊、図書（備品以外）約1,300冊、計1,700冊（約1千万円）の図書を整備しており、今後も、各専門分野のものを整備していくこととしている。

（現購入学術雑誌名）

- 障害者教育科学（科学的障害者教育研究会），総合社会福祉研究（総合社会福祉研究所），歴史學研究（歴史學研究会），地域開発（日本地域開発センター），考古學雑誌（考古学会），文化財発掘出土情報：歴史・考古学の情報（ジャパン通信情報センター），地質学雑誌（日本地質学会），地理学評論（日本地理学会）他
- ・留学生図書購入費で運用する日本紹介コーナーを設置し、留学生の便宜をはかる。

（4）図書館等について

- ・鳥取大学の図書館は、中央図書館（本館）と医学部分館で構成されている。本館の図書数は、499,702冊（うち外国図書114,025冊）で、学術雑誌は12,878タイトル（うち外国誌 7,513タイトル）で、視聴覚資料は1,755資料設置されている。また、電子ジャーナル 4,815タイトル（すべて外国語）で、文献データベースはCiNii, Current Contents Connect など11パッケージが用意されている。
- ・本館の図書閲覧室は、4室（閲覧席数 464席）で、メディアルーム（パソコン40台設置）および情報コンセントコーナー（教育用情報（大学教育総合センター）ネットワークを利用できる情報コンセント）を設け、学生の便宜をはかっている。
- ・地域学部の研究室で所蔵している図書47,009冊で、同学部の研究室で所蔵している雑誌（紙冊子体）は896種類ある。
- ・図書・雑誌のデータはNACSIS-CATに所蔵データとして登録すると同時に、館内のサーバ機にローカル・データベースを構築してOPACとして提供している。これは、学内はもとより学外の末端からも検索を可能にしている。
- ・鳥取大学として所蔵する図書・雑誌のデータは、インターネットでアクセスできるOPACで提供している。

（5）他の大学図書館等との協力体制

- ・鳥取県内の他の大学図書館等との連携・相互協力を行い、ネットワークを通しての借り出し等が可能となっている。

（鳥取環境大学図書館，鳥取短期大学図書館，米子高等専門学校図書館，鳥取

県立図書館，鳥取市立図書館，米子市立図書館，境港市立図書館)

- ・中国四国図書館協議会に加盟し，60図書館と連携している。
- ・協力活動として下記の業務を行っており，教員，院生，学生等はこの協力システムにより国内はもとより国外の学術情報，論文等を入手できる。

(図書相互貸借，文献複写の受付と依頼，国立法人大学図書館間の共通閲覧証，及び他機関図書館等利用願の発行)

(6) 大学院学生の研究室(自習室)の整備

院生室は，院生が講義・ゼミなどの学習・研究に日常的に自由に使用できるスペースとする。

各専攻で以下のような院生室を設ける。

地域創造専攻	233室 (47㎡・収容人員8人)	304室 (20㎡・収容人員6人)
	447室 (20㎡・収容人員6人)	
	計87㎡・収容人員20人	
地域教育専攻	402室 (20㎡・収容人員6人)	409室 (20㎡・収容人員6人)
	427室 (20㎡・収容人員6人)	439室 (24㎡・収容人員8人)
	計84㎡・収容人員24人	

(配置図 資料9，見取り図 資料10)

8. 既設の学部，研究科との関係

本研究科の基礎となる地域学部は，地域政策学科(学生定員50人)，地域文化学科(同45人)，地域環境学科(同45人)及び地域教育学科(同50人)と附属の芸術文化センター(学生定員なし)で構成されている。研究科の研究面では，前三者と芸術文化センターが地域創造専攻に，地域教育学科が地域教育専攻に対応している。すなわち，地域創造専攻の地域政策分野は地域政策学科の地域自治論分野・公共政策学分野と，地域文化分野は地域文化学科の地域文化形成論分野・地域文化構造論分野・芸術文化センターと，地域環境分野は地域環境学科の共生型環境学分野・循環型環境学分野とそれぞれ研究面で連携し，地域教育専攻の発達科学分野は地域教育学科の発達科学分野と，学習科学分野は地域教育学科の学習科学分野と連携する。

したがって，学部学生の進学先としては，地域政策学科，地域文化学科，地域環境学科の学生は，それぞれ地域創造専攻の地域政策分野，地域文化分野，地域環境分野を想定し，地域教育学科の学生は，地域教育専攻の発達科学分野あるいは学習科学分野を想定する。ただし，学生のニーズに対応し，卒業学科に拘わらずに地域創造専攻，地域教育専攻のどの分野にも進学が可能とする(資料8)。

現在，地域学部には教育学研究科(修士課程)が設置されているが，これは，平成6年度

に、当時の教育学部に対応して設置されたものである。その後学部は平成11年度に教育地域科学部（学校教育、人間文化、地域政策及び地域科学の4課程）、平成16年度には地域学部に改組された。この二度にわたる学部改組は、教員のみ養成から教員を含む地域のキーパーソンの養成へと、文部科学省との協議のもと計画的に学部の教育目的を変更してきたものである。本構想は、この計画の延長として現行の教育学研究科を廃止し、地域学研究科を新たに設置するものである。

9. 入学者選抜の概要

入学者の選抜は、1) 一般選抜、2) 留学生特別選抜、3) 社会人特別選抜にわけ、それぞれ専攻ごとに学力筆記試験、面接及び出願書類審査の結果に基づいて総合的に行う。なお、志願時には、入学後の研究計画を提出させる。

留学生・社会人の受入れに当たっては、それぞれ特別選抜制度を設け、学力筆記試験に専門科目、外国語（英語）を課さないで、志願時に提出された研究計画に関連する小論文によるなどの配慮を行う。

(1) 入学者選抜方法

入学者の選抜は、一般選抜、留学生特別選抜及び社会人特別選抜によって実施する。

1) 一般選抜

学力筆記試験：専門科目、外国語（英語）

面接：希望した筆記試験科目及び志願時に提出された研究計画をもとに試問する。

2) 留学生特別選抜（外国人留学生を対象）

学力筆記試験：小論文（志願時に提出された研究計画に関連した課題を課し、日本語で行う。）

面接：小論文及び志願時に提出された研究計画をもとに日本語で試問する。

3) 社会人特別選抜（大学卒業後、3年以上の実務経験を有する社会人を対象）

学力筆記試験：小論文（志願時に提出された研究計画に関連した課題を課す。）

面接：小論文、志願時に提出された研究計画及び在職中の実績をもとに試問する。

(2) 留学生受入れのための措置

近隣諸国の学修熱の高揚に応えるため、留学生の受入れを積極的に行う。特に、交流協定締結校からの留学生受け入れを促進する。

・入学選抜において特別選抜を実施し、学力筆記試験に専門科目と外国語（英語）を課さず、志願時に提出された研究計画に関連した課題に関する小論文（日本語）と面接（日本語の試問）を課す。

・履修・修士論文作成指導にあたっては、留学生の背景を考慮しながら留学生の問題意識がより明確となるよう綿密に行う。

- ・本学の国際交流センターをはじめとする全学支援体制を活用するとともに、それぞれの留学生に大学院学生チューターをあてて、日常的な支援を行う。留学生の居住施設として国際交流会館を有している。

(3) 社会人受入れのための措置

生涯学習などの社会的ニーズや地域の再生・発展という地域社会からの要望に応え、リカレント教育のための社会人、特に地方自治体職員、企業職員及び地域づくりに取り組んでいるNPOなどの職員を積極的に受け入れる。

- ・大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、必要に応じて夜間その他の特定の時間等に授業を実施し、職場に勤務しながらの履修を可能にする。また、これとは別に最長4年間の履修期間を可能とする長期履修制度を導入する。
- ・入学選抜においては、特別選抜制度を設け、学力筆記試験に専門科目、外国語（英語）を課さず、提出された研究計画に関する小論文によるなどの配慮を行い、面接においては在職上の実績も評価する。
- ・研究指導に当たっては、実務経験と研究が有機的に結びつくように配慮する。
- ・特例時間帯に対応する事務処理は、本学部職員が昼夜交代制で行う。

(4) 学生確保の見通し

学部在学生の進学希望調査の結果（資料12-5）によると、地域創造専攻（学生定員15人）を希望又は検討中としている者は、研究科設置初年度に進学することとなる3年生で18人、2年生で31人、1年生で45人であり、地域教育専攻（学生定員15人）では、3年生12人、2年生12人、1年生17人である。後者の地域教育専攻希望者がやや少ないが、本専攻の教育研究目的には教員養成も含まれることから、現教育学研究科への入学者の動向も考慮すれば定員確保は充分可能と考える。すなわち、過去3年間の学部学生以外の教育学研究科への年間平均入学者数は、現職教員5人、外国人留学生8人、一般社会人2人、他学部・他大学の学部生4人の計19人であった。

また、地域学研究科設置に関するアンケート調査結果（資料12-3）では、回答総数の半分以上の自治体や企業が職員の再教育を必要であるとしていて、社会人入学者も一定の数が見込める。特に鳥取県からのヒアリングでは、これまで専門職の大学院派遣は実績があるが、行政職についてはふさわしい大学院が少なく全く実績が無いのが実状であり、地域学研究科に期待したいということであった。

以上から、本研究科の学生確保の見通しは十分にあるものと考えられる。なお、平成19年からは、第1次ベビーブームによる団塊の世代が定年を迎え、その多くはこれまで以上に地域と密着した生活を送ることになると考えられる。これは生涯学習により、豊かな生き甲斐のある地域生活を求める人々が急増することにつながり、したがって、本研究科は、そうした人々

の退職後の学習の場としても活用されることが考えられる。

10. 大学院設置基準第14条の適用

本研究科の設置の趣旨に照らして、地域社会の要請に応えるためには、社会人を多数受け入れ、より高い水準の教育研究の機会を与えることは極めて重要なことである。しかしながら、一般には仕事を持つ社会人が通常の就学形態で昼間に通学することは不可能である。このため、大学院設置基準第14条を適用し、夜間開講あるいは休業期間の集中開講により、履修を可能にする。

(1) 修業年限

修業年限は2年とする。ただし、在学期間は大学院設置基準第16条に基づき、特に優れた業績をあげ、1年以上在籍したものについては2年未満とすることができる。また、長期履修制度を適用する場合の修業年限は最長4年間とする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

入学後一般学生と同様に、所属分野の教員の中から指導教員を選定する。大学院設置基準第14条の適用により受講しようとする学生は、指導教員と十分な相談の上、履修計画を作成し、各年度始めに研究科長に申請する。また、修業年限2年のうち1年間は通常時間帯の履修が可能なる者については、第1年次において通常の履修、第2年次においては夜間あるいは休業期間中の授業履修などによって就学させる。研究指導は、入学志願時に提出された研究計画を指導教員の指導により再検討した上で、学生の条件を考慮し通常の開講時間帯以外の夜間・休日等に行う。

(3) 授業の実施方法

通常時間帯の5時限目以降に、2時限の夜間開講時間を設け、学生から受講申請のあった科目を開設する。

(4) 教員の負担の程度

第14条の適用により教員の負担は増えるが、すでに現教育学研究科において現職教員を対象に実施していて一部の教員は経験済みであり、また各教員のコマ組みを工夫することによって問題が生じないように実施することが可能である。

(5) 大学施設等の利用に関する配慮

- ・ 特例時間帯の事務処理については、学部事務職員の昼夜交代制で対応する予定である。
- ・ 図書館は、平日では9時～22時、休日では9時～17時まで開館しており、学部学生と同様に利用できる。

- ・総合メディア基盤センターは、本学の学術情報処理ネットワークの中核として機能し、学内LANを通じてセンターに設置されたホスト計算機及び研究用ワークステーションを利用できる研究・開発環境を提供している。さらに、本センターから学術情報ネットワークを経由して、他大学の計算機センター、図書館等へのアクセスも可能となっている。本センターの平日の利用時間は8:30~17:00となっており、学部学生と同様に利用できる。
- ・保健管理センターは、本学における学生の保健管理に関する専門的業務を行い、学生の健康の保持増進を図ることを目的とする施設で、専任の教員（内科医、精神科医）及び学校医（内科医、外科医、精神科医）が、身体面・精神面の健康相談や、進路、性格などの悩みのカウンセリングを行っている。また、救急医薬品を常備して、医師、保健婦、看護婦が必要な一次救急処置を行えるようになっている（受付時間、10:00~11:45、14:00~16:30で、救急処置等は月~金の8:30~17:00）。同センターは学部学生と同様に自由に利用することができる。

(6) 入学者選抜の概要

社会人の入学選抜は特別選抜により、学力筆記試験として主に出願時に提出された研究計画書の内容に関連する論文及び面接を課す。第14条の適用希望者には、その理由を含めて出願時に申告させ、入学後に適用の可否を審査する。

1.1. 自己点検・評価

本学では、全学の常置委員会として評価委員会を設置しており、中期計画、年度計画に基づく業務実績報告書のとりまとめを行い、文部科学省に置かれている国立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果を大学運営に反映させている。このとりまとめには、本学部では総務担当副学部長および学部運営会議の総務部会が対応し、学部および研究科に関する事項の点検・評価を実施し、今後の運営・活動のための指針としている。これとは別に評価委員会では、平成16年度に、在学生・卒業生を対象とする全学共通教育および専門教育に関わる大規模なアンケート調査を実施した。この結果は平成17年3月に「大学教育に関する調査」中間報告書として刊行され、同年11月には「鳥取大学の現状と課題 第11号」としてまとめられた。「鳥取大学の現状と課題」には、これまで「各学部の教育評価」や「地域社会と大学」などが順次取り上げられてきており、それらの結果は大学・学部の教育研究組織や活動等の見直しに生かされてきている。

また、本学では平成16年度より、各教員の活動の活性化、改善に資するとともに、大学として社会への説明責任を果たすために、全教員を対象にした「教員の個人業績評価」を実施している。この内容と方法は以下の通りである。

- ・各教員は年度当初に、教育、研究、社会貢献、管理・運営の各項目に関する当該年度の

活動目標を「個人目標申告書」としてまとめ、部局長に提出する。

- ・部局長は、個人目標に疑義等がある場合には意見を聴取し、必要に応じ合意の上で個人目標を修正する。
- ・1年間の経過後、各教員は個人目標に対する活動実績をとりまとめ、各項目について「目標を上まわる」「目標通り」「目標を下まわる」の自己評価をおこない、「活動実績報告書」として部局長に提出する。
- ・部局長は、各教員の「活動実績報告書」について達成状況などを評価し、「個人業績評価結果報告書」としてとりまとめ、評価担当副学長に報告する。副学長は、これを学長に報告する。
- ・学長および部局長は、個人業績評価の結果に基づき、必要に応じ当該教員に対して改善を促し、あるいはインセンティブの付与などの措置を講ずることができる。
- ・教員個人に係る評価の結果は、原則として公表しないが、学長・部局長は、その集計・分析結果および大学または部局の活動の状況については公表できる。

以上の点検・評価は、本研究科についても今後実施していく。

なお、地域学を教育・研究の対象としている5大学（北海道教育大学函館校、山形大学教育地域文化学科、宇都宮大学国際学部、岐阜大学地域科学部および本学部）で、今後相互に外部評価を実施していくことを検討している。

12. 情報の提供

鳥取大学では、大学情報の公開・提供及び広報について、教育研究成果を始め、広範にわたる情報を積極的に学内外へ発信している。

また、学内広報委員会の広報誌編集専門委員会、ホームページ管理運営専門委員会において広報誌・パンフレット及びホームページ等を常に見直し、学外向けの情報を一層充実させている。

具体的には以下のとおり情報提供活動を行っているが、いずれも今後地域学研究科として実施するかあるいは地域学研究科の情報が含まれることになるものである。

1) ホームページによる情報提供

- ・大学ホームページを活用した情報提供
- ・地域学部及び各学科・附属芸術文化センターのホームページによる、構成・教育研究・各種行事に関する情報提供および在学生からの質問受付

2) 広報誌・印刷物等による情報提供

- ・大学概要、大学及び各学部広報パンフレット
- ・大学広報誌「風紋」（年2回発行）
- ・鳥取大学研究者総覧の発行（5年毎）
- ・学部紀要である「地域学論集」（年間3回発行）による、教員の研究内容に関する情報提供
- ・列車内額面広告及び鳥取大学前駅等へのパンフレット掲示並びに配布

3) その他

- ・学外に科学技術相談員一覧を随時配布し、企業、民間人等からの科学技術に関する相談に対して、本学教員が相談員として、専門分野における有識者の立場から情報提供を行っている。(研究科教員は学部教員として既に実施)
- ・公開講座、サイエンスアカデミー、公開セミナー等の市民向け各種行事実施。(研究科教員は学部教員として既に実施)
- ・県内高校への出前講義実施。(研究科教員は学部教員として既に実施)
- ・報道関係機関へ情報提供を行い、新聞、テレビ等のメディアを通じて情報発信を行っている。
- ・学部内学生ホールに設置の大型ディスプレイによる、在学生への教務・就職関係情報提供。
- ・オープンキャンパスおよび高校教員への大学入学説明会を年に各1回実施。

1.3. 教員の資質の維持向上の方策

本学では、教員の教育者として、また研究者としての資質を維持し向上させるために、以下の方策をとっている。地域学研究科教員も地域学部教員として実施対象となる。

- ・新任教員研修会 (年1回開催)
組織・諸制度・当面する課題等を説明することにより、大学運営への理解を深め、併せて、本学の構成員としての認識を新たにすることを目的とした研修会を実施している。
- ・FD研修会 (年1～2回開催)
学生にどのようにして満足度を上げる授業を実施できるかなどを研修する目的で、教員を対象に研修会及び講演会等を実施している。
- ・学生による授業評価アンケート
前期及び後期に全科目を対象に授業評価アンケートを実施している。その評価の結果を授業担当者に通知し、特に評価の低い教員には、学部長による個別指導を実施している。また、報告書を作成するとともに、ホームページにも公表している。
- ・科研費申請状況調査
科学研究費補助金採択率向上のための方策を検討するための資料収集を目的とした調査を実施した。(申請のない教員はその理由を研究担当副学長に申告)
- ・留学生支援研修会 (国際交流センター)
外国人留学生の住宅斡旋の支援、奨学金支援などを充実する方策など研修するために日本学生支援機構と鳥取大学が共催で実施した。
- ・学生対応研修会 (学生部学生支援課)
学生に対しての対応が適切に行われるように教職員の資質の向上を目指して、年間に数回(平成17年度は2回)全教職員対象に研修会を実施している。

14. 管理運営体制について（地域との連携体制）

地域学研究科が養成する人材は、地域が抱える問題・課題等を把握し、その解決策を見だし、それを確実に実行していく者である。鳥取大学が存在する鳥取県を大きなフィールドとして捉え、地域が抱える種々の問題・課題を探りながら教育・研究を進めることは、地域学の教育研究をより一層実践的なものとし、かつ、鳥取大学の地域貢献にも資することとなる。

そのため、既に実施している「鳥取県と鳥取大学との連絡協議会（年2回実施）」、「鳥取県四市（鳥取市、倉吉市、米子市、境港市）と鳥取大学との連絡協議会」、「地域学部と鳥取県企画部との連絡協議会」、「地域学部と鳥取県生活環境部との連絡協議会」、「地域学部と鳥取県教育委員会との連絡協議会」、「鳥取県内高等学校長と鳥取大学との連絡会」を有効に活用し、そこで出された問題・課題・要望に関する研究に努める。また、県市の地域振興を図るための組織にインターンシップとして学生を派遣することを検討する。

なお、地域学研究科設置の検討に当たっても、これらの機会を利用してアンケート調査や聞き取り調査を実施し、彼らが求める人材像の把握に努め、カリキュラムに反映しているところである。

また、地元企業・商工会議所との意見交換会を開催し、地域に根ざした企業経営を進めていく上で必要な人材等について意見交換を行うとともに、地元企業の社会貢献的側面の充実に資することとする。